様式１－２－１

農地法第３条の規定による許可申請書（別添）

Ⅰ　一般申請記載事項

＜農地法第３条第２項第１号関係＞

１－１権利を取得しようとする者又はその世帯員等が､現に所有し､又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所有地 |  |  | 採草放牧地面積（㎡） |
| 農地面積（㎡） | 田 | 畑 | 樹園地 |
| 自作地 | ① |  |  |  | ② |
| 貸付地 |  |  |  |  |  |
|  |
|  | 所在・地番 | 地目 | 面積（㎡） | 状況・理由 |
| 登記簿 | 現況 |
| 非耕作地 |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所有地以外の土地 |  |  | 採草放牧地面積（㎡） |
| 農地面積（㎡） | 田 | 畑 | 樹園地 |
| 借入地 | ③ |  |  |  | ④ |
| 貸付地 |  |  |  |  |  |
|  |
|  | 所在・地番 | 地目 | 面積（㎡） | 状況・理由 |
| 登記簿 | 現況 |
| 非耕作地 |  |  |  |  |  |

１－２　権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 田 | 畑 | 樹園地 | 採草放牧地 |
| 作付(予定)作物 | 現在 |  |  |  |  |  |  |  |
| 予定 |  |  |  |  |  |  |  |
| 権利取得後の面積(㎡) |  |  |  |  |  |  |  |

(2) 大農機具又は家畜

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 数量　 　　　　 　　種類 |  |  |  |  |  |
| 確保しているもの | 所　有 |  |  |  |  |  |
| リース |  |  |  |  |  |
| 導入予定のもの(資金繰りについて) | 所　有 |  |  |  |  |  |
| リース |  |  |  |  |  |

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

①　権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴　　　年、農業技術修学歴　　　年、その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| ②世帯員等その他常時雇用している労働力（人） | 現　　在: （農作業経験の状況： ） |
| 増員予定： （農作業経験の状況： ） |
| ③臨時雇用労働力　（年間延人数） | 現　　在： （農作業経験の状況： ） |
| 増員予定： （農作業経験の状況： ） |

④　①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

 平均距離　約　　　　　㎞　・　平均時間　約　　　　　分（　　）

⑤　配置の状況（所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合に、市町村別に記載してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください）。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市町村 | 氏名 | 住所地、拠点となる場所等 |
|  |  |  |
|  |  |  |

(４)農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等(別紙１に記載し、添付してください。)

＜農地法第３条第２項第２号関係＞　（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

２　その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

＜農地法第３条第２項第３号関係＞

３　信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

|  |
| --- |
|  |

＜農地法第３条第２項第４号関係＞　（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載）

４　権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

別表のとおり

(2) 年齢

(3) 主たる職業

(4) 権利取得者との関係

(5) その者の農作業への従事状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １月 | ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その者が農作業に常時従事する期間 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

＜農地法第３条第２項第５号関係＞

５－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

（権利を有する農地の面積【1-1の表①＋③】＋権利を取得しようとする農地の面積）＝　　　　　　　　　（㎡）

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

（権利を有する採草放牧地の面積【1-1の表②＋④】＋権利を取得しようとする採草放牧地の面積）

＝　　　　　　　　　（㎡）

５－２　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、５－１を記載することに代えて以下のうち該当するものに印を付して

ください。

□　権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

□　権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下回ることとならない。

□　本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利取得するものである。

＜農地法第３条第２項第６号関係＞　（転貸する場合のみ記載してください。）

６　転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

□　賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□　賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□　その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝　　　　　　　　　、裏作の作付内容＝　　　　　　　　　）

□　農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第３条第２項第７号関係＞

７　周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が､権利を設定し､又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【下記項目の該当する部分を○で囲ってください。(必要のないところは斜線を記入)】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①既に集落営農や経営体へ農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得 | である | ではない |
| ②地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得 | である | ではない |
| ③無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得。 | である | ではない |
| ④集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得。 | である | ではない |
| ⑤地域の実勢の賃借に比べて極端に高額な賃借で契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な賃借の著しい引き上げをもたらすおそれのある権利取得 | である | ではない |

【上記以外の周辺地域との関係で、特記すべき事や注意していること等を記載してください。】 |

Ⅱ　使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

＜農地法第３条第３項第１号関係＞

８　適正な利用を確保するための契約条件の状況（以下の該当するものに○を付してください。）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを

* 確約します。
* 確約できません。

＜農地法第３条第３項第２号関係＞

９　地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどういった場面でどういった役割分担を担う予定であるかを以下に記載してください。

|  |
| --- |
|  |

＜農地法第３条第３項第３号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

10　その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の農業への従事状況

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含む)を行う期間：　　　年　　　箇月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：　　　年　　　箇月(直近の実績)

　　　　　年　　　箇月(見込み)

Ⅲ　特殊事由により申請する場合の記載事項

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

□　その取得しようとする権利が地上権(民法第269条の２第１項の権利)若しくはこれと内容を同じくするその他の権利である場合

□　農業協同組合及び農業協同組合連合会が、農業協同組合法第10条第２項の委託を受けることによりその権利を取得しようとする同項に規定する事業を行う場合、又は、農業協同組合及び農業協同組合連合会が、同法第11条の31第１項第１号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

□　権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(別添、景観法第56条第２項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面のとおり。)

(2) 以下の場合は、Ⅰの１-２(効率要件)、２(農地所有適格法人要件)、５(下限要件)以外の記載事項を記載してください。

□　権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

□　地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

□　教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

□　独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの２(農地所有適格法人要件) ５(下限要件)以外の記載事項を記載してください。

□　農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合

□　森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

□　乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（留意事項）以下のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人に限ります。これを満たしていることを

証する書面を添付してください。

* その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業

協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の４分の３以上を占めるもの

・　地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出し

た基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

□　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

|  |
| --- |
| （事業・計画の内容）別添計画書のとおり |